



# きゅうふさぶり

Vol.2

## ● 掲 載 内 容

- TOPIC 1 軽度者の福祉用具レンタルについて整理しよう！
- TOPIC 2 ショート半数超えについて
- TOPIC 3 介護保険課からのお知らせ

給付適正化で！



## はじめに

日頃より町田市の介護保険事業にご理解ご協力いただきまして誠にありがとうございます。介護給付費を過不足なく、皆さんに適正に給付していくために、町田市では介護給付の適正化事業を行っております。

現在、町田市の介護サービス利用人数は約1万5千人となっております。行政の適正化事業だけでなく、皆さん一人一人が適正なケアプランを作成していただくことが大切です。

### ～適正化の最前線はケアマネジャーの皆さんです！～

この「きゅうふさぶり」はそんなケアマネジャーの皆さんが適正なプランを作成する上で、考え方の一助になればと思い、作成いたしました。ご一読のほどよろしく願いいたします。

# 軽度者の福祉用具レンタルについて整理しよう！

## 福祉用具レンタルの縦覧審査を行っています

毎年度、軽度者（要支援1・2、要介護1）の方の手続きが適正に行われているか審査を行っています。具体的には、認定調査時における調査票の結果から、市に届出書を提出して承認を受けていることなどを確認しています。審査の結果、昨年度は18件（サービス提供月ベース）、105,410円分の過誤を行いました。そこで、今回は軽度者の方の福祉用具貸与について改めて整理していきましょう！

## 軽度者の福祉用具レンタルの届出方法が変わりました！！

今回、『軽度者に対する指定（介護予防）福祉用具貸与に係る届出書』の提出時期や届出書式が変更となりました。変更にあたってのポイントは以下のとおりです。一つずつ見ていきましょう！

**福祉用具貸与開始前に提出してください！**

**認定申請中の場合は暫定ケアプランで提出しましょう！**

**やむを得ない場合は居宅サービス計画作成（変更）日から14日以内に提出しましょう！**

緊急でサービスを導入する必要がある場合は、暫定ケアプランで届出をしましょう。認定結果確認後、ケアプランに変更がなければ再度届出は必要ありません。

**利用者が更新・区変認定を受けた場合や、居宅支援事業者が変更した場合は再度提出しましょう！**

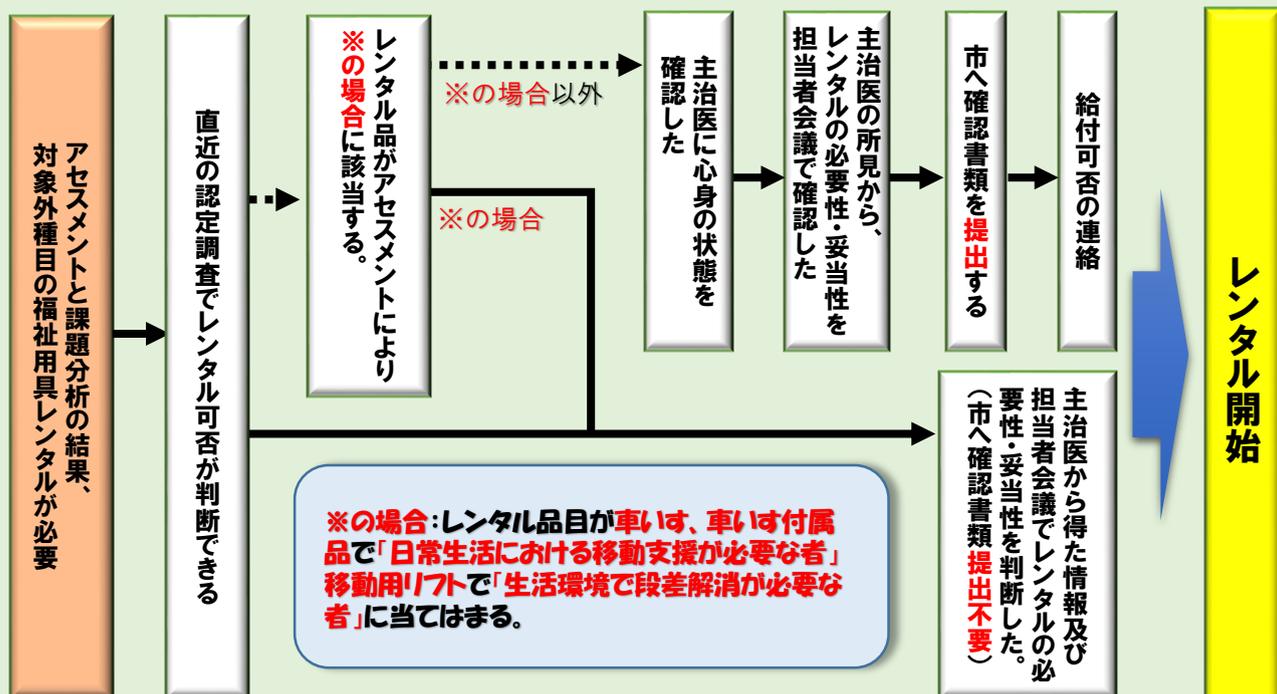
※市から確認印が押された届出書の写しが届きましたら、本人・家族に通知、説明するとともに、福祉用具貸与事業所にはケアプランと同様に、届出書の写しを交付してください。

居宅・予防ともにサービス計画表の2表・B表の提出も必要となりました。具体的な提出書類についてはホームページをご覧ください。



## どんな時に提出が必要なんだろう？

### 軽度者の福祉用具レンタルのフローチャート



※の場合：レンタル品目が車いす、車いす付属品で「日常生活における移動支援が必要な者」  
移動用リフトで「生活環境で段差解消が必要な者」に当てはまる。

これらの検討プロセスは、第三者が見てもわかるよう記録しましょう。

## 実際に提出する時は、こんなところに気をつけよう！！

### CHECK 1 主治医の医学的所見

🔍 主治医の医学的所見は、状態像について具体的に記載しましょう！

●単に「ベッドが必要」等の記述になっていませんか？

➡ 例外基準に相当する記述が**主治医の意見書**にない場合には、聴取や診断書等から確認しましょう！

🔍 例外基準に相当しないと、担当者会議で必要性を判断したとしても保険給付の対象となりません



重度の関節リウマチで、関節のこわばりが朝方に強くなるとか、時間帯によって、変化があるとか具体的に書かないとね

#### 例外基準とは？

疾病その他の原因から  
(1)状態が変動しやすい  
(2)状態が急速に悪化している  
(3)身体への重大な危険性又は重篤化の回避がある利用者等告示第31号のイに該当することをいいます。

### CHECK 2 暫定ケアプランについて

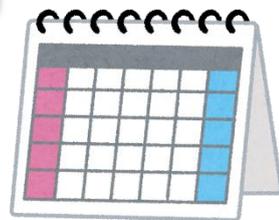
🔍 認定結果が出る前にサービス利用を開始する場合は暫定ケアプランが絶対！

●認定を持っている時と同様、ケアプランを作成して利用者・家族から同意を得ましょう！

➡ **ケアプランなしにサービス提供が行われることはありません！**

●保険給付が受けられないケースも出てくるということを説明しましょう！

➡ **認定結果が非該当の場合や認定前に資格喪失になった場合(死亡等)は注意！**



### CHECK 3 よくある間違い

🔍 自己負担が困難であることは例外給付の対象とはなりません。もう一度理由を確認しよう！

🔍 「転倒予防」「腰痛悪化」等だけでは適切なケアマネジメントから判断したと確認できません！より具体的に必要性を話し合いましょう！

🔍 特殊寝台と付属品の必要性が「床からの立ち上がりが困難」「手すりがないと寝返り、起き上がりが困難」になっていませんか？

➡ これだとベッドの必要性に…**特殊寝台の必要性を**考えよう！

🔍 主治医の意見確認日はサービス担当者会議より前です！

➡ **担当者会議は主治医の意見を踏まえて行うものです！**

🔍 ケアプラン作成日はケアプランを作成して同意、交付をした日にちです！

➡ **ケアプラン作成日から有効期間開始となります。**

話し合いから新たに見えてくることもあるわよね。

## 最後に！

🔍 レンタルの必要性は話し合いから！しっかりサービス担当者会議を行いましょう！

軽度者レンタルの届出が必要なのは、その人にとって必要以上の福祉用具を使ってしまうことで自立を妨げることがあってはならないからです。提出書類の中には、しっかりとサービス担当者会議を開いて話しているのか、不明確な書類も見られます。

よく必要性を話し合い、利用者のアセスメントに努めましょう！



# ショートステイ半数超えについて

ケアマネジャーの皆さん、突然ですが、ショートステイ（短期利用サービス）の日数が、認定有効期間の半数を超えてしまった経験はありませんか？

ショートステイは、居宅介護支援基準省令により、半数を超えないよう基準が設けられていることはご存知かと思えます。

## でも、ショートステイが認定有効期間の半数を超えてしまう！！

基本的に認定有効期間の半数を超えてはいけないショートステイですが、やむを得ない場合については、市として認めている事例もあります。

## やむを得ない場合とは？

- ① 虐待など緊急により在宅生活が望めない場合
- ② 主たる介護者が入院等で、長期でのショートステイを必要とした場合
- ③ 介護サービス等を調整しても在宅生活が困難であり、複数の施設で待機者となっている場合
- ④ 特養の入所待ちで、1ヶ月程度で入所ができる確約があり、早期解消が望める場合

と、基本的には、やむを得ない理由や突発的な出来事によるもの、または在宅生活を継続するために、サービス内容を見直しても難しく、複数の施設で待機者になっている、入所の優先順位が高く近々入所ができる場合に限りです。ここでいう施設には、特養だけではなく、グループホームや有料老人ホームも入ります。

## ケアマネジャーの皆さんに対応してもらいたいこと！！

長期利用を前提としたショートステイのケアプランは計画しないでください。

1か月の半分以上ショートステイを利用することや、理由もなく利用することも、在宅のケアプランとしては適正ではありません。

家族の意向も大切かもしれませんが、しっかりと本人と家族のアセスメントを行い、申込可能な施設への申込みを行ったり、サービスの見直しを提案したりすることが、ケアマネジャーにとって重要な役割になります。

## やむを得ずに超えてしまう。どうすれば...

まずは介護保険課に相談してください。

相談する目安としては、超えてしまう月の1か月前です。そのときに、どうして超えてしまうのか、他に手段がないのか、やれることはやったのかと質問させていただき、市でやむを得ない場合に該当するかどうかの判断を行います。その後、ケアマネジャー宛に申請書を送付しますので、ケアプランとともに、市に提出してください。提出後、市で申請書の内容等を確認し判断します。

## 最後に...

申請書はもれなく記入してください。申請の内容が不十分である場合は、申請書の書き直しを行ってまいりますので、ご注意ください。

また、今受け持っている利用者の中で、ショートステイの利用が多い方がいる場合は、ぜひこの機会に見直しをお願いします。



# 介護保険課からのお知らせ

## 7月1日に平成28年度介護保険料決定(納入)通知書を送付します

普通徴収納付書によるお支払いの方の納付は、町田市役所や市民センターのほか、金融機関や郵便局、コンビニエンスストアでも受け付けています。

本通知はシルバーパスの申請の際の証明書類にもなりますので、シルバーパスをご利用の方がいらっしゃいましたらご案内をお願いします。

シルバーパスの更新時期は毎年9月です。

## 介護保険負担限度額認定証の更新時期が近づいています

介護保険負担限度額認定制度は、特養、老健、介護療養型病院へ入所・入院・ショートステイを利用される方の食費・居住費を軽減する制度です。

対象者は、世帯内非課税、配偶者非課税、預貯金等が単身で1,000万円、夫婦で2,000万円を超えない方です。

また、新たに2段階と3段階の区分決定の判断基準に非課税年金収入が追加されます。

非課税年金とは、一般的には、遺族年金や障害年金などが該当します。

そのため、申請書も変更になりますので、ご注意ください。

なお、昨年度の申請時には、課税者の申請、通帳等の写しの添付もれや同意書の記入漏れが多数見られましたので、利用者の方へ制度の説明をお願いします。

## 介護保険課のお知らせ・連絡は

### メールやホームページで行いますので、定期的なチェックをお願いします

介護保険課では、介護保険に関するお知らせ、防災訓練・災害(ゲリラ豪雨、地震、感染症の流布)に関するお知らせ等については、今後メールを通じて、関係する介護保険事業者等へ連絡します。

そのため、町田市へまだアドレスを届け出していない場合は、速やかに届け出るようにしてください。また、アドレスに変更が生じた場合も同様です。

さらに、町田市のホームページでは、介護保険に関するお知らせページも定期的に変更していますので、あわせてホームページの確認もお願いします。

## スケジュール

2016年

- 6月16日 基準収入額適用申請書の発送  
高額介護サービス負担上限額が月額44,400円で、対象となる世帯に発送します。
- 6月23日 介護保険限度額認定更新のお知らせ発送  
介護保険負担限度額認定証の期限が7月31日までです。  
8月1日以降のものが必要な方は必ず申請してください。
- 7月 1日 介護保険料決定(納入)通知書の発送  
12日 介護保険負担割合証の発送



給付適正化で！



<編集・発行元>

町田市介護保険課給付係 適正化担当

住所：町田市森野2-2-22

電話：042-724-4366